

2018

9



商工神奈川

No.729

TOP NEWS ▶ フラッシュレポート「働き方改革関連法の概要」

Contents

〈巻頭〉フラッシュレポート	2
〈特集〉消費税の軽減税率制度が実施されます	4
スキルアップセミナーのご案内	6
組合Q&A	7
組合あてな	8
中央会トピックス	9
情報連絡員の声	10
PRひろば、専務理事のちょっと役に立つ話	12
今月の逸品・編集後記	13



連携で明日を拓く

神奈川県中小企業団体中央会

URL <http://www.chuokai-kanagawa.or.jp/>

はじめに

「働き方改革関連法」が成立・公布されました。これは労働基準法、労働安全衛生法、労働契約法など複数の法律を一つにまとめた法律の総称であり、2019年4月1日から順次施行されます。その目的は、「労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実、労働生産性の向上を促進して、労働者がその能力を有効に発揮することができるようにし、その職業の安定等を図ること」であり、事業主には、労働者が生活と調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備に努めなければならないという「職業生活の充実」の努力義務を課し、これを通じて「高い生産性」を実現することにあります。この働き方改革を通じて日本の労働慣行が大きく変わろうとしています。

「働き方改革関連法」の中身は、労働者の健康確保の観点からの「労働時間法制の見直し」と、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」が二本柱となります。今回はその概要をご紹介します。

■ 労働時間法制の見直し

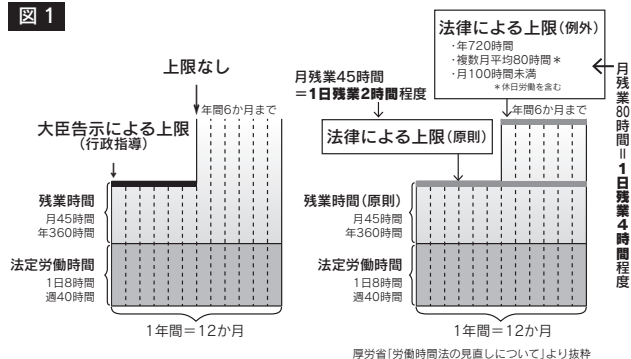
1. 時間外労働の上限規制 (中小企業は2020.4～)

※図1参照

時間外労働は原則として月45時間以内かつ年360時間以内とすることを行政指導の限度時間ではなく「法律による上限」と定め、違反した場合には罰則を課すこととなります。臨時的な特別な事情がある場合に上限時間を上回ることができる特例(特別条項による時間外労働時間)の適用はこれまで通り年6回まで可能ですが、年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)が限度になります。なお中小企業は2020年度からの施行ですが、長時間労働が慢性化しているようなケースでは早い段階から労働時間の効率化に向けた対策を進めていくことが必要になります。また、36協定の様式変更も見込まれています。

(注)一部適用を除外する事業・業務(自動車運転・建設業、医師等)があります。

図1



2. 月60時間超の時間外労働に対する割増率引き上げ(中小企業は2023.4～)

月60時間超の法定労働時間外労働について、「50%以上の割増賃金率」での支払いがすでに大企業

業では義務化されている一方で、中小企業はその適用が猶予されていましたが、2023年度よりこの適用猶予措置が廃止となります。

3. 年次有給休暇の年5日取得義務 (2019.4～)

年次有給休暇の取得率を向上させるために、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対し、最低5日については、毎年、時季を指定して与えることが使用者の義務とされます。労働者の中に年次有給休暇を1日も取得しない人や忙しく取得できない人がいるような会社は、まずは取得しやすい雰囲気をつくる、会社で計画的付与を実施するなど、取得に向けた環境づくりと管理方法の工夫が必要になります。

4. 労働時間の状況の把握の実効性確保 (2019.4～)

適切な労働時間管理を図るために、厚生労働省令が定める方法(使用者による現認、タイムカードやICカードによる客観的な記録等)による労働時間把握が義務付けられ、管理職や裁量労働制適用者も対象になります。また、手書きの出勤簿など自己申告制に基づく管理方法を引き続き採用する場合には、必要に応じて実態調査を行うなどの条件が付くことになります。

5. 多様で柔軟な働き方の実現

①フレックスタイム制の見直し (2019.4～)

労働者が自ら出社や退社の時刻を決定できるフレックスタイム制度ですが、労働時間の調整が可能な期間(清算期間)の上限を現行の1か月から3か

月に延長されることでより柔軟な働き方が可能になると期待されます。

②高度プロフェッショナル制度の創設(2019.4～)

職務の範囲が明確で一定の年収(少なくとも1,000万円)以上の労働者が、高度の専門知識を必要とする等の業務に従事する場合に、年間104日の休日を確実に取得させること等を条件に、本人の同意等を要件として労働時間・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度が創設されます。

6. 勤務間インターバル制度の普及促進等

(2019.4～ ※努力義務)

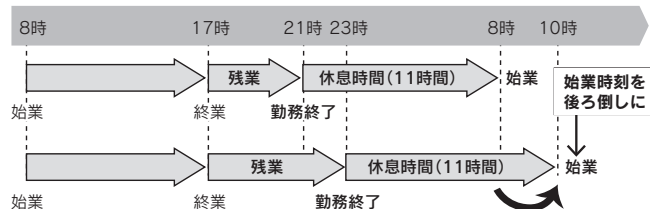
※図2参照

労働者の前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間

に、一定時間の休息(インターバル)を確保することが事業主に求められます(努力義務)。実際に運用する場合は細かなルール作りが必要になりますが、導入に際しては「時間外労働等改善助成金(勤務間インターバル導入コース)」の利用を検討するとよいでしょう。

図2

【例:11時間の休息時間を確保するために始業時刻を後ろ倒しにする場合】



※「8時～10時」までを@働いたものとみなす方法などもあります。

厚生省「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」より抜粋

雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保 (中小企業は2021.4～)

1. 不合理な待遇差を解消するための規定の整備

雇用形態に関係なく、業務内容によって賃金を決定することを原則とする「同一労働・同一賃金」がスタートし、不合理であるかどうかの判断にあたっては、それぞれの待遇ごとに性質や目的に照らして適切と認められる事情を考慮して判断されるべき旨が明確化されました(基本給、賞与、役職手当、食事手当等)。

また、有期雇用労働者については、正規雇用労働者と①職務内容や②職務の内容・配置の変更範囲、③その他の事情が同一である場合には、待遇を「均等」にする義務も定められています。これは「均衡」待遇でない点と、賃金のみならず教育訓練や健康診断などの福利厚生も含まれる点に留意が必要です。

非正規労働者と正規労働者の人事制度の統合・見直しも検討が必要になってきます。

これらについては、厚生労働省ガイドラインが策定され、どのような待遇差が不合理にあたるかを明確に示すことになっています。

2. 労働者派遣法の改正による派遣労働者の均等待遇確保

派遣労働者については、待遇の決定に際して、①派遣先の労働者との均等・均衡待遇、②一定の要件を満たす労使協定による待遇のいずれかを確保することが義務化されます。併せて、派遣先になろうとする事業主に対しては、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務が新設されます。

最後に

働き方改革の一番の目的は「生産性の向上」にあります。労働者不足や長時間労働の抑制の流れの中で、企業は法令順守の取り組みと並行して、管理職をはじめとした労働者の意識改革や、これまでの仕事のやり方の改善、体質・風土の洗い直しを行うなどして、労働生産性を向上させ利益を増やしていかなければなりません。その土壌を構築するために、企業全体で魅力ある職場づくりに向けた環境改善に取り組むことが大切です。

企業に求められる対応

働き方改革の主な実施項目	概要(企業側の視点)	施行日	
		中小企業	大企業
時間外労働の上限規制の導入	時間外労働(休日労働含む)は年間720時間までに抑える	2020.4	2019.4
月60時間超の時間外労働の割増率引上げ	月60時間超の時間外労働の場合は人件費があがる	2023.4	施行済み
年次有給休暇5日の取得義務化	年最低5日は年次有給休暇を消化させる	共通	2019.4
労働時間把握の実効性確保	タイムカードやICカードなど客観的管理方法へ切り替える	共通	2019.4
フレックスタイム制の見直し	清算期間が1か月→3か月へ拡大できる	共通	2019.4
高度プロフェッショナル制度の創設	専門職で年収の高い人は労働時間制適用除外できる	共通	2019.4
勤務間インターバル制度の導入(努力義務)	前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息を設ける	共通	2019.4
同一労働同一賃金への対応	雇用形態に関係なく業務内容に応じて賃金を支給する	2021.4	2020.4

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年（2019年）10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象



※ 一定の一体資産は飲食料品に含まれます。

全ての事業者

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

免税事業者の方

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

免税事業者の方へ



免税事業者

課税事業者から区分記載請求書等の交付を求められることがあります。



区分記載
請求書

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要です。

課税事業者



帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
XX 年	月	日	摘要	税区分	借方 (円)
11	30		△△商事(株)	11 月分 日用品	10% 88,000
11	30		△△商事(株)	11 月分 食料品	8% 43,200
②			①	③	④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書			① △△商事(株)
⑤ 株式会社〇〇御中			平成XX年11月30日
11月分 131,200円（税込み）			
② 11/1	③ 魚 ※	金額	5,400円
11/1	牛肉 ※		10,800円
11/2	お弁当「A」		2,200円
...	...		...
合計			131,200円
10%対象			88,000
8%対象			43,200
※は軽減税率対象品目			

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
 消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
 【専用ダイヤル】 0570-030-456
 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）
 上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
 税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の
「その他バナー一覧」
をクリック

こちらを
クリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから
特設サイトへ





神奈川県立東部総合職業技術校からのお知らせ 「スキルアップセミナー」のご案内 ～組合・組合員企業の社員教育の一助に～



働く人をサポートする技術講習会

県立東部総合職業技術校では、主に中小企業等の社員の方を対象として、さまざまな専門分野のセミナーを開催しています。「新たな技術を身につけたい。」「社員のスキルアップを図りたい。」など、業務の充実・向上に向けてスキルアップセミナーをぜひご活用ください。



さまざまな分野のセミナーが受講できます

「機械」「機械C A D」「溶接・板金」「自動車」「電気・電子」「情報」「建築設計」「建築設備」「インテリア」「造園」「介護福祉」「調理」「ものづくり継承塾」「各種試験対策講座」など、多分野にわたり年間140を超えるセミナーを開催しています！



メニュー型とオーダー型セミナーの2種類

あらかじめ要望の多い講座内容や日程を指定して開催する

- ①「メニュー型スキルアップセミナー」と企業や団体等の要望に応じて企画・開催する
- ②「オーダー型スキルアップセミナー」があります。



スキルアップセミナーガイド2018後半版 配布開始

10月以降のメニュー型スキルアップセミナーを紹介する「スキルアップセミナーガイド2018後半版」を9月より配布開始しました。最寄りのハローワークでもお受け取りいただけます。ぜひご活用ください。



セミナーNo.	セミナー名	定員	実施日	応募締切日	受講料
224	ティグ溶接(初級)	5	11/1,2	9/27	2,000円
236	危険物取扱者(乙種第4類)受験準備講習	15	11/4,11,25,12/2 【日曜開催】	10/1	4,000円
640	門松の施工技術	10	12/20,21	11/15	2,000円
138	3Dプリンタ入門	10	2/21,22,28,3/1 【夜間開催】	1/17	2,000円



オーダー型スキルアップセミナーについて

「日程が合うセミナーがない」「社員のレベルに合わせてやって欲しい」など、企業の要望に応じて開催します！

例えば、「金属製品製造業のA社の場合」は・・・



要望

若年代代の社員に、溶接技術を身につけさせ、「ものづくり」を伝えていきたい！

相談

- 習得する技術・技能の目標の設定 ●訓練人数、実施時期、実施機関などの検討
- 受講する社員の知識や技術の把握

訓練プログラム作成

- ステップ① 基礎編**「ガス溶接技能講習」など…必要な安全教育の資格を取得
ステップ② 応用編「溶接スキルアップ」…ティグ溶接講習など社員に必要な溶接スキル磨き
ステップ③ 実践編「溶接の実践技術・施工管理」…溶接のコツを学ぶ、溶接の試験検査など

訓練の実施

- 職業技術校などで実施いたします。

これ以外にも、多くのセミナーを計画しています。詳細はHPをご覧ください。

★問合せ先

東部総合職業技術校

〒230-0034
横浜市鶴見区寛政町28-2

045-504-3101
(セミナー担当)

東部校

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j3c/seminar/index.html>
セミナーの情報はインターネットでもご覧いただけます。



神奈川県

組合運営に関するよくある質問に、本会の無料個別専門相談を担当している、弁護士、税理士・公認会計士の先生方がわかりやすくお答えします！

組合

Q

& A

第12回



日本大通り法律事務所
パートナー弁護士
池田賢史 先生

Q. 組合の理事が負う責任について教えてください。

A.

- (1) 組合と理事の関係は、民法の「委任」に関する規定に従って規定されています(中協法35条の3)。

すなわち、法律上、組合と理事は委任契約を結んでいることになります。

民法の委任契約とは、当事者の一方(組合)が法律行為をすることを相手方(理事)に委託し、相手方(理事)がこれを承諾することによって成立する契約です(民法643条)。

この委任契約に基づいて、理事は、組合に対して善管注意義務を負うとともに(民法644条)、さらに、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を執行する義務(忠実義務)を負っているのです(中協法36条の3第1項)。(なお、善管注意義務と忠実義務の区別については議論がありますが、現在は、忠実義務は善管注意義務の一内容であると考えられており、両者の区別にあまり神経質になる必要はありません。)

- (2) 理事は、その任務を怠って組合に損害を与えると、損害賠償責任を負います(中協法38条の2第1項)。

任務を怠った理事本人が損害賠償責任を負うのは当然ですが、ここで注意をしなければいけないのは、その他の理事も、任務を怠った理事と同様の損害賠償責任を負う場合がある点です。

中協法は、「前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。」(38条の2第2項)、「前項の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。」(38条の2第3項)と規定されています。

2項の「みなす」と3項の「推定する」の意味の違いについては、ここでの主旨と逸れるため触れませんが、簡単に言えば、38条の2第2項と第3項によれば、理事会の決議に基づいて行われた代表理事の

行為が任務違反行為であった場合、その行為を行った代表理事はもちろん、その決議に賛成した理事と、決議に積極的に賛成してはいないが異議を述べなかった(議事録に異議を述べたと記載されていない)理事も、組合に対して損害賠償責任を負うことになります。

- (3) さらにもう一点注意が必要なのは、理事が組合に対して負う損害賠償責任は、理事の所属企業が負うのではなく、理事個人が負うという点です。

法人が組合員であったとしても、組合と委任契約を結ぶのは個人ですので、あくまでも法人企業ではなく、理事となった個人が損害賠償責任を負うのです。

- (4) このように、理事には重い責任が課されているので、理事のみなさんは注意が必要です。下手をすれば、会社ではなく自分個人で損害賠償責任を負わなくてはならなくなる可能性があるのです。

とはいえ、過去の裁判例を見ると、一般的に要求されるレベルの注意をしながら理事の職務を行っていただければ、理事の方が損害賠償責任を負うことはまずありませんので、ご安心ください。

しかしながら、法律上は、理事会で決議した事項によって組合が損害を被った場合には、「他の理事も賛成しているから大丈夫だろう。」「みんな賛成しているのに、自分だけ反対しづらい。」等の理由で議決の際に黙っていたら、そのまま可決してしまい、仕方なくそのまま議事録に署名した場合には、行為を行った理事と同じ責任を負うことになりますので、そのことは覚えておいていただくと幸いです。

これは、理事報酬の有無・多寡によって左右されるものではありません。たとえ、理事報酬を受領していないとしても、同じ責任を課されているのです。

⑨ 回答内容は個別の組合の事情によって異なる場合があります。

組合個別
専門相談

● 通常相談は無料、秘密厳守 ●

■ 次回日程

◎ 法律・税務・経理

平成30年

10月3日(水)

午後1時～4時 本会会議室にて

● 電話予約をお願いします。 本会 組織支援部 TEL:045-633-5133



「夏休み！ゼロエミ・ものづくり見学ツアー」を開催

川崎ゼロ・エミッション工業団地協同組合

平成30年7月26日(木)に当組合が主催となり、より開かれた工業団地を目指すべく、団地内で市内の小学生とその保護者を対象としたリサイクル工場や冷凍工場等を見学する「夏休み！ゼロエミ・ものづくり見学ツアー」が開催されました。



当組合は、川崎市のエコタウン構想のモデル施設としてエコタウン地区内の川崎市川崎区水江町にて形成されており、事業活動から発生する排出物や副生物を可能な限り抑制し、これらの再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図りながら、環境負荷を最小化し、

地域全体でのゼロ・エミッション化を進めています。

当日は、20名近くの参加者がおり、企業が廃棄物を可能な限り減らし、分別・再生利用や燃料として有効活用する取り組みの紹介からツアーがスタートしました。その後、難再生古紙を100%原料としてトイレトペーパーを生産する世界初の製紙工場やマイナス24℃管理の大型冷蔵庫の見学、VRを活用した様々な工場見学が行われました。実際に参加した声を聞いてみると、子供からは「今回の工場見学が楽しかったので、もっと他の工場も見てみたい」という声や、大人からは「子供の同伴として参加したが、興味深い取り組みばかりで、勉強になり、業界に対して興味が持てました」という声があり、子供から大人まで楽しめる盛りだくさんの内容でした。



「地産地消産地を巡るバスツアー」を開催

横浜市資源リサイクル事業協同組合

平成30年8月2日(木)に当組合が主催となり、「地産地消産地を巡るバスツアー」が開催されました。当組合で取り組んでいる「リユースびんプロジェクト」を一般の方々に知って頂くことを目的として行われ、当日は20名以上の参加がありました。

このプロジェクトは、4年前に当時小学5年生が書いた絵日記がきっかけとなって始まりました。その絵日記には「ひとつのびんを繰り返し使えば、ゴミが減って環境に優しい」という旨が書かれてあり、ここからヒントを得て、びんを繰り返し使用できるようにして、環境への負荷を少なくするべくプロジェクトを発しました。

リユースびんは、リサイクルされて作られるびんと異なり、砕いたり溶かししたりする手間がなく、専用の機械で綺麗に洗って再利用されるため、手間が少ない分、環境への負担が少なくエコ活動に繋がります。

今回のツアーでは、横浜市内のびんを洗浄する業者、回収する業者、容器に飲料を充填する製造業者を巡り、リユースびんがどのような循環システムで成り立っているのかを見学し、「リユースびんプロジェクト」について理解を深めることができ、参加者は普段見ることのできない作業工程を見学し、興味津々でした。

参加者からは「リユースびんを使う機会が増えたらいいな」という声があり、ツアーを通じて参加者に「リユースびん」の重要性について伝えることができました。



洗びん工場を見学中の参加者

11月にも開催を予定していますので、ご興味のある方は下記連絡先までお問合せください。

【企画・実施・問合せ】

横浜市資源リサイクル事業協同組合

(担当：加藤、清水、戸川)

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町13番地

TEL:045-444-2531

県内中小企業経済5団体

地域経済の活性化と中小企業・小規模事業者の成長・持続的発展のための要望書を提出

平成30年7月23日(月)、本会をはじめとする県内中小企業経済5団体(神奈川県中小企業団体中央会、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会、神奈川県商工会連合会、神奈川県商店街振興組合連合会、公益社団法人商連かながわ)で、中小企業・小規模事業者支援策の拡充強化および地域経済の活性化対策について共同で作成した要望書を県内選出国會議員に提出しました。

5団体を代表して、県商工会議所連合会の上野孝会頭から、「働き方改革が国会で議論されたが、中小企業の立場からの議論がなかった。わが国の実情に合った在留資格創設など、外国人材受け入れの具体化を一層進めてほしい」と述べ、自民党県連の小此木八郎会長をはじめ、自民党県連国政連絡会の坂井学会長、公明党県本部の上田勇代表に要請書を提出しました。



要望内容は次のとおり。

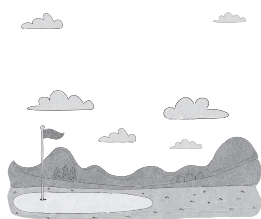
【要望事項】

- 1 深刻化する人手不足への対応、我が国の実情に合った外国人材の受入れ
- 2 最低賃金引上げの慎重な対応と制度の抜本的見直し
- 3 消費税引上げ、軽減税率制度導入に向けた広報周知と万全の対策の実施
- 4 商店街共同設備整備の維持管理費補助創設等の支援策の充実強化
- 5 広域交通ネットワーク(幹線道路網や鉄道網)の整備促進
- 6 小規模事業者に関わる商工会・商工会議所経営指導員等の安定確保
- 7 中小企業への「働き方改革」の円滑な導入支援、取引の適正化
- 8 円滑な事業承継・引継ぎの支援強化
- 9 法定福利費の適正転嫁対策を社会保険料負担の引下げ、地元中小企業の受注機会拡大
- 10 中小法人の軽減税率の恒久化と法人税率の引下げ
- 11 中小製造事業者の生産性向上に資する「ものづくり補助金」の継続・拡充
- 12 小規模事業者の販路開拓等を強力に支援する「小規模事業者持続化補助金」の継続・拡充
- 13 若年技能者の確保・定着のための支援強化
- 14 アスベスト処理費用の全額補助等の支援強化
- 15 「エコアクション21」制度の一層の普及と支援措置の創設

中央会役員懇親ゴルフ大会を開催

本会は、平成30年8月24日(金)、戸塚カントリー倶楽部(横浜市旭区)において、中央会役員懇親ゴルフ大会を開催しました。前日の台風の影響による風雨の中、18ホール新ペリア方式によるラウンドコンペとして実施し、本会役員など17名が参加しました。このゴルフ大会は、本会役員の一層の交流促進を目的に開催しているもので、今回で8回目となります。

今回は、本会 森会長が優勝しました。



坂倉副会長(右)より優勝トロフィーを授与される森会長(左)

ご予約ください。

会計・税務基礎講座開催のお知らせ

日時：平成30年10月18日(木) 10:00～16:00

場所：神奈川中小企業センター14階
「多目的ホール」

製造業

食料品

酒造

平成30年5月の課税移出数量は、特定名称酒合計は前年比94.7%と前年を下回った。特定名称酒以外の普通酒は前年比81.5%と引き続き前年を大幅に下回った為、合計では前年比92.4%と前年を下回る結果となった。

ひもの

7月を通じて記録的な猛暑となり、月末にきた台風も大きく影響し、客足が鈍く、店舗などの売上は前年を下回る結果となった。

繊維工業

テントシート

7月の景況感は、前年と同じか多少悪かったようだ。猛暑が続いたので日除けテント、空調用間仕切り等の需要があるかと思ったが、そうでもなかったようで、今後に期待。最近組合内では元請負業者からの要望で労働安全衛生法による資格取得の講習会などへの関心が高まっている。

木材・木製品

家具

住宅着工は減少し、小売、造り込み家具とも売上は厳しく、不振が定着し、企業はそれぞれ対策を強めている。例えば、家具の修理を積極的に受け、提案セールスに結びつけようとしている。30年6月の全国住宅着工戸数は81,275戸で、前年同月比△7.1%と3カ月ぶりに再び減少し、神奈川県は5,163戸で△11.8%と4カ月連続減少。

印刷

製本

6月に引き続き仕事量が少なく、各社厳しい状況である模様。7月後半に世界的な印刷機展が東京で催されたが、製本機もデジタル印刷へ特化したものが増えてきたように感じた。7月初旬には全国の製本組合の若手組織の会合があり、地域毎の状況の違い等、貴重な情報交換の場となった。

印刷

印刷産業における最優先課題の一つ『事業継承』問題の解決を目的とした「印刷業界のための事業継承ガイドブック」を刊行した。後継者難からの廃業の増加は、印刷産業全体の活力の低下にもつながる。中小印刷会社の貴重な経営資源を業界内で有効に引き継いでいくことが期待される。

化学・ゴム

石油製品

中東情勢の不安定化や政情混乱などから原油が値上がりし、これに合わせてナフサ価格も値上がりしている。4月から6月の価格は1kg当り48,700円で昨年は39,100円、昨年10月から12月期は44,600円となり上昇傾向にあり、昨年7月から9月期は大きく値下がりしていたが、今年は値上がりが懸念される。

窯業・土石製品

砕石

月後半からの猛暑で、工事の動きが潜伏している。市況に縮み感は見受けられないものの、地域によっては需要の波が届かず、県内全体出荷は増加とは言えない状況。

工業塗装

売上高は前年度に比べ若干増加しているが、取引先の注文数によって左右される。車関係では、来年度小型車の型式が変わる関係で、在庫調整により動きが変わる。人手不足は相変わらず。

鉄鋼

工業団地（相模原市）

夏の賞与は支給率1.0～1.8ヶ月の状況。原油価格UPによる収益圧迫が今後、下半期に響いてきそうである。また、新卒採用は依然厳しい状況が続いており、特に高卒についても、“大学全入時代”を反映してか、就職希望者が極めて少ない。

工業団地（横浜市）

各社仕事量が増えている傾向にあるが、人手不足により処理できないという意見があった。

金属製品

このところ大きな動きはないものの、仕事量はそこそこで推移しているが、やはり人材確保には非常に頭を抱えている企業が多く、人材を海外就労者で補おうという考えの企業も出てきている。

属

メッキ

組合員企業の人材難が深刻であるため、海外からの採用を視野に入れている組合員もいるが、即戦力となる対象者が少ない。養成した後に雇用する方法も無くはないが、時間的な余裕はなく苦慮している。また、最低賃金が27円アップと決まったが、中小零細企業にとっては厳しい。

輸送機器

指定業者（船舶）

2020年より、現存船・新造船問わず、船舶の排出ガス規制が世界中の海で適用される。造船業界もその対応に追われ、「予想したより早いし、きつい」との戸惑いの声をあげるとともに、その情報収集と対策の検討に追われ、環境対策船の新設計に着手するなどして外国に追いつこうとしている。

製その他業

工業中心の複合業種

7月に入り、受注増であった企業も受注減となり、厳しい状況となっている。昨年の状況よりは多少良いものの、波が大きく、中小零細の安定した状況は望めない。

景況天気図（前年比）

	売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人員	業界の景況
全体	-18.9%	0.0%	0.0%	-9.5%	-28.4%	-18.9%	-4.3%	-9.5%	-23.0%
製造業	-13.0%	4.3%	-4.3%	-13.0%	-21.7%	-17.4%	-4.3%	0.0%	-26.1%
非製造業	-21.6%	-4.2%	2.0%	-7.8%	-31.4%	-19.6%	—	-13.7%	-21.6%

【天気図の見方】各景況項目について「増加」（または「好転」）業種割合から「減少」（または「悪化」）業種割合を引いた値（KJ）をもとに作成。その基準は次の通りである。ただし、在庫数量はKJ値プラスの場合には雨、マイナスの場合には晴れの方向に表した。KJとは、「神奈川県情報連絡員調査指数」の略である。



※この業界情報は、県下74名の連絡員からの情報をもとにしております。

非製造業

卸	菓子卸 売上は昨年と比較すると、変わらなかつたようである。7月後半は、熱中症対策用の飲料やタブレットの強い引き合いがあるのだが、メーカーの出荷制限が始まり、各社、商品の確保に苦労しているようである。	商店街	商店街（川崎市） 今月は6月中に梅雨明けがあり、その後は暑すぎる日々が続く、猛暑による買い控えも見られたようだ。表通りに面した空き店舗4店中1店は8月初旬に開店し、もう1店舗も出店が決まったようである。
	金属原料 熱暑により入荷が減少し、銅市況も急落した。		商店街（相模原市） 今年の夏は猛暑が続き、商店街の人通りも少なく、閑散としており、来街者が少なかったようだ。
	卸団地 異常気候の影響でビール系、ソフト飲料、アイスもの、日傘等の売行きは好調だが、猛暑での外出抑制によって、観光地への客足が伸び悩み土産品など売上ダウンしている。		
	料理材料卸 7月は酷暑が続きはしたが、梅雨も6月後半には明け、外食にとっては雨降りが続くよりは人の出も良かったようである。ただ、最終土曜日の台風が週末ということもあり、全体に口スが発生し、昨年とあまり変わらぬ売上となった。		
	リサイクル 古紙市況は、アジア向けの輸出が新聞、ダンボール古紙を中心に上昇基調が続いていたが、7月下旬に入り、ピーク感が出てきた。国内の古紙需要供給面は夏場での季節的要因から減少傾向が続いている。		
業	菓子 酷暑のせいか、売上が思うように上がらない。8月の帰省用おみやげ商品の準備は万全であるが、これでどれだけ売上を伸ばせるか。秋には販売作戦を仕掛ける予定である。	サ イ ビ ス	温泉旅館 西日本大雨水害、台風、猛暑の異常気象が、人出に大きく影響した。
	青果（横浜市） 7月売上高は、前年同月対比2.15%の若干の増加。早くに梅雨が収束し晴天の日が続いたので、量販店などは販売増となったが、オープンで営業している小売店は客足が遠のき、販売減となった。また連日の高温で野菜がダメージを受けて、集荷が減少し販売価格が高騰した。		専門サービス（ダンス教室） 熱中症予防等の注意点を守りながら、適切な運動を心掛け、目的意識を持ち、“予防医療としてのダンス”を提言する当組合は活動を社会貢献と位置づけて努力を重ねている。
	青果（横須賀市） 7月の販売量は前年比98%、売上高は前年比112%であった。記録的な水害、猛暑、干ばつで野菜果実全般に悪影響があり、キャベツ、キュウリ等が高値となった。中旬以降から学校給食が休みとなったこと等もあり極端な高騰はなかったが、相対的には高値であった。今後、野菜果実ともに高温障害の影響が心配される。		プラント設計 仕事は徐々に増加してきたが、それに対応する人員の確保に苦戦中。
	電化製品 異常な夏の暑さの影響でエアコンが好調で、普及タイプが売れ筋である。		建築設計 市の中小企業振興基本条例は市内事業者の受注機会増大をうたっており、横浜市新市庁舎整備工事においては、内装やサインなどについて市内事業者が元請として関与できる機会が与えられた。2020年度には、30年スパンで実施する小・中学校や市営住宅の建替が始まり、期待が高まっている。
	食肉 豚肉価格が異常に高く、商売が難しい。		警備業 自治体での各種イベントが7～9月中頃まで開催される関係で、受注が増加した。
売	鮮魚 輸入冷凍魚は高値で、海水温が高く、魚の鮮度は入荷時でも良くないため、商品管理が難しい。	業	ファイナンシャルプランナー 最近「人生100年時代」をテーマにしたセミナーや相談が増えており、組合としては、これに対応すべく、かねてより準備していたため、充分対応できている。7月は酷暑が続いたせいか、セミナーの出席者が減少気味であった。
	燃料 7月前半には、地政学的リスク等により原油価格が高値で推移し、仕切価格が1リットル当たり2円上昇した。石油情報センターの月次平均でもレギュラーガソリン価格が1リットル当たり152円まで高騰したが、後半には原油価格が若干下落し、仕切価格も1リットル当たり1円下落した。		自動車整備 毎年、50～100台受注量が減少しているが、今期は前期より170台、2年前より80台程減少している。今後の動向に不安があり、厳しい状況ではあるが、新年度に期待している。
	共同店舗 今月は7店舗閉店する予定で、空店舗が目立つ。		管工事業 工事受注は依然として横ばいである。季節がら中弛み状況にならないよう、住宅販売市場の景気にあやかり、事業を展開していきたい。
	オートバイ 梅雨の期間が短かったため、例年より車両販売の動きが早まり売上等は増加してきた。しかし、7月に入り、猛暑日が多くなってきているため、楽観視出来ない状況である。また、4月からスタートしたメーカーディーラー政策の影響が開始してきており、小型店の新車販売が大きく変わってきている。		空調設備工事 今は、仕事量として順調で、人手が足りているが、今後、工程が遅れている現場が始まると、人手不足が問題となる。
			畳工事 西日本豪雨は過去最大の雨量で、広島地方の材料商(クラシキ、フクヤマ)は無事のようなが、復興が大変で、運送が危機される。組合の受注は徐々に上向いたが、喜んではいられない。
その他		その 他の 非 製 造 業	歯科技工 猛暑等の天候異変が続き、7月の売上は例年より減少した。6月の日本経済新聞に「歯科技工士、なり手不足」と掲載されたが、当組合の組合員数もピーク時の半分以下となっており、人材不足・高齢化が問題となっている。厚労省は5月に有識者検討会を立ち上げ、人材確保策を議論し始めた。
			不動産 7月は猛暑の影響で、物件を探す人は少なく、賃貸も物件の情報を集めるのが目的で入居は秋以降と話す人が多い状況である。また、7・8月は人の入れ替わりは少ない。

中小企業組合検定試験のご案内

中小企業組合士制度とは？

中小企業組合の事務局で働いている役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、試験合格者の中から一定の実務経験を持つ方に、中小企業組合士の称号を与える制度です。

平成30年度 中小企業組合検定試験 12月2日(日)

1組合1組合士
組合の明日を拓く組合士

検定試験を受けて組合士になろう!!

受験資格：特になし
試験科目：組合会計、組合制度、組合運営
試験日：平成30年12月2日(日)
受験料：5,000円(一部科目免除者は3,000円)

主催：全国中小企業団体中央会 協賛：中小企業庁 都道府県中小企業団体中央会

試験日

平成30年**12月2日(日)**

願書受付期間

平成30年9月3日(月)～10月15日(月)

試験科目

組合会計、組合制度、組合運営

受験料

5,000円(一部科目免除者は3,000円)

試験地

札幌、青森、仙台、秋田、郡山、さいたま、東京、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、岡山、広島、山口、高松、福岡、長崎、大分、鹿児島、那覇

★ お問合せ先 ★

本会 企画情報部

TEL:045-633-5134



問題にチャレンジ!!

次の文章について、正しいものには○印を、誤っているものには×印をつけなさい。

1. 総会の特別議決で定款を変更した場合、変更事項によっては所管行政庁の認可を経ずに、可決時点でその効力を発する。



わかるかな？

正解：×

定款は、制定・改廃のすべてが総会の特別議決事項で、行政庁の認可を要する。



専務理事のちょっと役に立つ話

No.13

今回のテーマは「若年技能者の採用」についてです。

高卒などの若者を採用するのが難しい時代が続いています。世の中、大学進学圧力が増すばかり。大学を出ていないと、いい人生が送れないといった意識が幅を利かせています。若者自身の意向はわかりませんが、保護者も教師も就職より大学進学が「上」と考えます。大学・短大が難しければ専門学校への進学を薦めます。

その結果、大学・短大進学率は昭和60(1985)年3月には約30%でしたが、平成29(2017)年3月には倍近い57.3%に跳ね上がっています。

技能者への道は細くなる一方で、そのうち廃道になってしまうのでしょうか。でも、頭を使って難しい勉強をするよりも、手先を使って物をつくるほうが得意だという若者はいるはずで。

就職率の高い工業高校の卒業生は、人手不足の時代にあって人気です。多くが大手から中堅の企業に就職するか、理論を学びたいと言って大学に進みます。中小企業・小規模事業者が若者を採用しようとする場合、どうしたらよいでしょうか。特効薬は見

当たりませんが、2つの柱が必要だということは分かります。

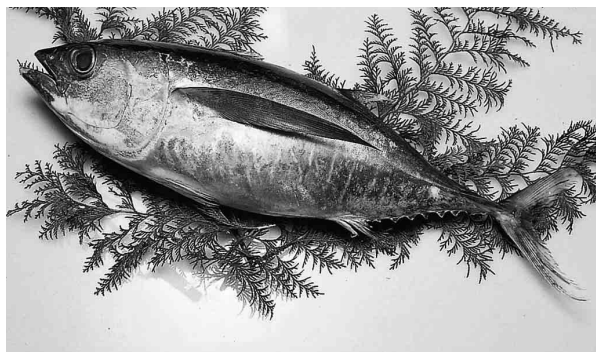
一つは「大学進学がすべてじゃない、技能を生かしても素晴らしい人生が送れる」ということをPRすることです。現在、県職業能力開発協会(小俣一夫会長、森洋副会長)が「ものづくりマイスター」を小中高校に年間50近い回数で派遣し、ものづくりの魅力を発信しています。いくつかの学校では保護者も児童生徒と一緒にマイスターのワザを見聞しています。この事業をもっと進め、保護者や教師に対して「ワザ」だけでなく、マイスターの「素晴らしき人生」をアピールすることです。

もう一つは、高卒採用のターゲットを工業高校ではなく、就職率の高い普通高校にすることです。そして採用の準備段階として自社へのインターンシップ、あるいは賃金を払ってのアルバイト的なインターンシップを試みてはいかがでしょうか。

これらの支援やコーディネートは本会中央会が担えます。主に私が担当することになるかもしれませんが、いつでもお申しつけください。(西村)

逸 今月の品

～『かながわの名産100選』より



#13 三崎のまぐろ

まぐろといえば三崎、三崎といえばまぐろといわれるほどの全国有数のまぐろの本拠地。刺身、寿司だねに用いられている。

こちらのコーナーは「かながわの名産100選」より抜粋しています。

「かながわの名産100選」は県 HP (<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ya3/cnt/f300096/>) でもご覧になれます。

記事に関するお問合せはこちら
神奈川県 国際文化観光局 観光部 観光企画課
TEL: 045-285-0739(直通)

編集後記

9月は国民の祝日が2日ございます。23日は秋分の日、昼夜の長さがほぼ等しいともいわれています。スポーツの秋、読書の秋など〇〇の秋といえば様々ですが、私は食欲の秋専門で、秋の味覚を楽しみにしています。

企画情報部担当者

いきいき健康・わくわく散歩 第5回『健康ウォーキングラリー』

協同組合戸塚旭町通商店会

戸塚旭町通商店会の中の各健康プログラムを体感いただき、スタンプを集める誰でも楽しめるウォーキングラリーです!!

日 程: 平成30年 **10月20日(土)**
10:00~16:00

受付会場: 横浜信用金庫戸塚支店前

定 員: 先着300名様

※参加無料・参加いただいた方にはプレゼントを進呈!

皆様のご来場お待ちしております。



神奈川県信用保証協会



メルマガ会員
募集中

金融支援
創業支援
経営支援

もっと身近に!
70年の
感謝をこめて



メリット

- ① 資金調達がスムーズになります
- ② 自治体実施の低利固定の制度が利用できます
- ③ 事業の成長や改善をサポートします

随時ご相談をお受けしています

営業部
045(681)7178

川崎支店
044(222)7811

小田原支店
0465(23)0138

横須賀支店
046(822)3821

藤沢支店
0466(23)0792

厚木支店
046(221)0633

相模原支店
042(752)0575

<http://www.cgc-kanagawa.or.jp/>

企業型確定拠出年金の導入はおすすめですか？

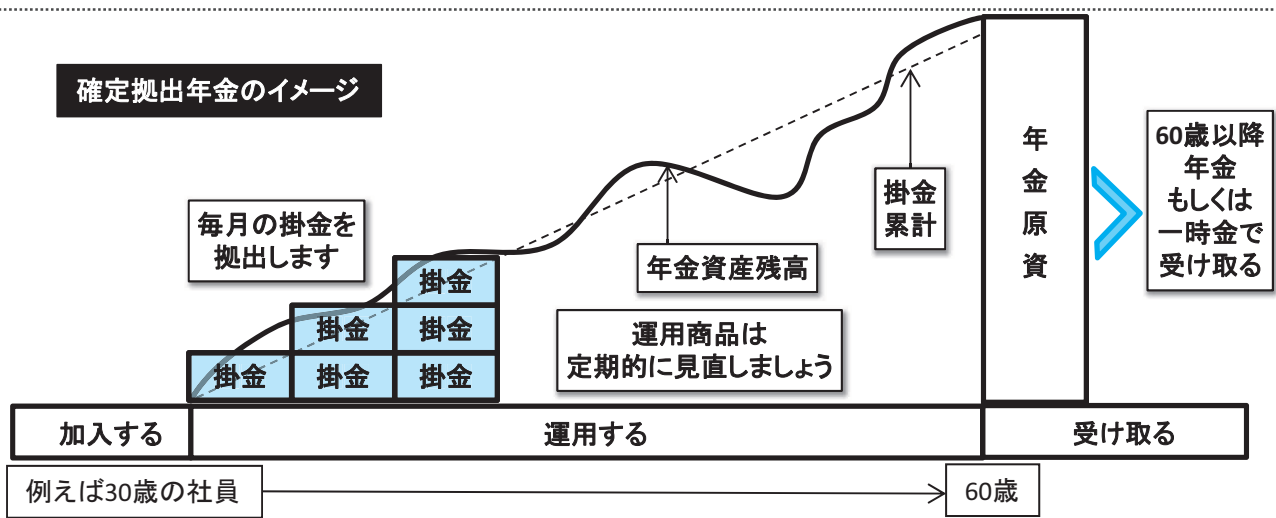
中小企業の経営者・役員・従業員の年金づくりに最適なプランです。

こんな悩みのある企業様におすすめです！

- ✓ 従業員全員に新しい制度について説明、加入させるのは困難。
- ✓ 企業型の導入を検討したが拠出金が負担。
- ✓ 導入後の投資教育についてわからない。



確定拠出年金のイメージ



確定拠出年金 3つのメリット

Point1【拠出時】
毎月の掛金は社会保険料の算定外となり、所得税軽減効果の期待

Point2【運用中】
運用期間中の運用益は非課税

Point3【受取時】
受取方法で公的年金控除・退職所得控除が適用

株式会社神奈川保険グループ
横浜市南区宮元町1-21-15
TEL:045-716-0002

FAX ⇨ 045-716-0005

切り取らずにこのままファックスしてください

会社名： _____ 役職： _____

お名前： _____

メール： _____ お電話番号 _____

お問合せ内容

- ☐ 制度詳細について ☐ 加入資格について ☐ 社会保険料や所得税の削減効果について
☐ その他



神奈川県中小企業団体中央会 ビジネスJネクスト制度のご案内



— 団体業務災害補償保険制度 —

従業員や企業を巡るトラブル、 貴社の備えは万全ですか？

社長!!

作業中に高所から落ち、従業員が亡くなりました!!



社長!!

従業員が過労自殺して使用者責任を問われています!!

社長!!

セクハラにより会社が訴えられています!!

社長!!

不当解雇が原因で損害賠償請求をされています!!

最近の労災高額損害賠償例では、**1億円を大きく超えた判決**となるものがあり、**脳・心臓疾患と精神障害**によるものが増えています。(引受保険会社調べ)

判決容認額	年	年齢	業種	態様	備考
1億9,400万円	2010年	35歳	レストラン	「名ばかり管理職」が過労により意識不明	脳疾患後遺障害
1億8,989万円	2008年	33歳	精密機器製造	異動後の過重な業務による脳内出血で意識障害	脳疾患後遺障害
1億3,500万円	2002年	26歳	大学病院	研修医が過剰な勤務により過労死	心疾患過労死
1億6,800万円	2000年	24歳	広告代理店	過剰な長時間労働によりうつ病となり自殺	(うつ病)過労自殺
1億6,524万円	1994年	(開示なし)	木材加工販売	木材積み込み作業中、チップ原木が落下し1級障害	災害後遺障害

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

詳しい内容をお知りになりたい場合には、下記シートをご記入いただき、三井住友海上 (045-461-0697) までFAXしてください。

貴社名	所属組合名		
ご住所			
ご担当者名			
TEL	FAX		
ご相談内容	1. 見積りが欲しい 2. 説明が聞きたい 3. 加入したい		

<ご連絡先> 【取扱代理店】

三井生命保険株式会社

横浜支社 TEL: 045-345-4201

横浜北支社 TEL: 045-474-4780

町田支社 TEL: 042-722-6368

湘南支社 TEL: 0466-23-3721

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店横浜第二支社

住所: 横浜市神奈川区栄町7-1 MYXビル4階

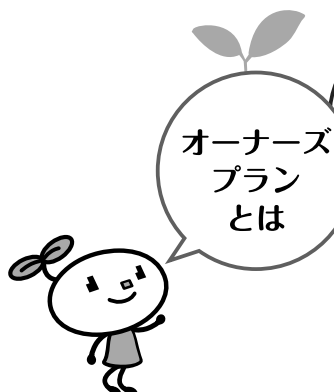
TEL: 045-461-8245

FAX: 045-461-0697

三井生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー
三井生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's Plan

神奈川県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替毎月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、神奈川県中小企業団体中央会が団体扱とし
てお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取り
まとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。
※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっ
ては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



Taiju Select
大樹 セレクト

無配当保障セレクト保険

ひとつひとつの、夢によりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

横浜支社 〒221-0056 神奈川県横浜市神奈川区金港町1-4 横浜イーストスクエア9F TEL:045-345-4201

横浜北支社 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-7-3 リーフスクエア新横浜ビル8F TEL:045-474-4780

湘南支社 〒251-0025 神奈川県藤沢市鵠沼石上1-5-4 三井生命ビル6F TEL:0466-23-3721

町田支社 〒194-0022 東京都町田市森野1-7-23 三井生命ビル4F TEL:042-722-6368

B-2018-1047 (2018.4)
使用期限 2019.3.31